

鹿児島市公式E Cサイト運営等業務委託に係る企画提案競技実施要領

1 業務名

鹿児島市公式E Cサイト運営等業務

2 業務の目的

中小企業者の販路拡大に向け、本市特産品を販売する公式E Cサイトを開設し、その魅力を広く発信する。

3 業務の内容

「鹿児島市公式E Cサイト運営等業務委託仕様書（案）」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 予算額

本業務の委託見積限度額は、10,131,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

6 企画提案競技の参加資格

この企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) この告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和4年度以降に、E Cサイトの開設、制作、保守若しくは広告運用及び事業者、消費者対応等の自社の事業実績又は受託した実績を有すること。

7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
① 告示	令和7年6月 4日（水）
② 質問受付期限	令和7年6月11日（水）午後5時15分まで
③ 質問回答期限	令和7年6月13日（金）
④ 参加申込書提出期限	令和7年6月18日（水）午後5時15分まで
⑤ 企画提案競技参加者決定通知	令和7年6月23日（月）
⑥ 企画提案書等提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時15分まで
⑦ プレゼンテーション審査	令和7年7月 7日（月）予定
⑧ 選定結果通知・契約	令和7年7月下旬予定

8 企画提案競技参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和7年6月4日（水）から同月18日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

ア 企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 事業者概要及び事業実績表（様式2）

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写しでも可）

エ ウに掲げる以外の法人については、法人登記簿謄本（写しでも可）。個人の場合は住民票（写しでも可）。

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写しでも可）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。

カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写しでも可）

キ 法人の場合は、決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書）。個人の場合は、直近の確定申告書。なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画書等事業状況がわかる書類。（写しでも可）

(4) この告示の日現在において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、(3)のウ及びエの書類の提出を省略することができる。

(5) 証明書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。ただし、(3)のオ及びカについては、この告示の日以降のものを提出すること。

(6) 提出部数

各1部

(7) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送（提出期間内必着）

9 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、以下の要領にて行う。

(1) 受付期限

令和7年6月11日（水）午後5時15分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

質問内容を質問書（様式6）に記載し、問い合わせ先に電子メールで提出し、電話にて受信確認を行うこと。電話など口頭による質問には回答しない。

(3) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続に係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問書に質問者の会社名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(4) 回答方法

令和7年6月13日（金）までに、本市ホームページ上に、質問内容とその回答を掲載する。

10 提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和7年6月23日（月）までに通知する。

11 企画提案競技参加決定者による企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年6月23日（月）から同月27日（金）まで

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

以下の書類等を作成し、A4判で次の順に並べ表紙に業務名を記載して提出すること（書類はステーブルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること）。

① 企画提案書

A4判、横書き、両面、本編15ページ以内、様式は自由

② 公式ECサイト「カゴシマシティコレクション（仮）」のロゴ案（様式3）

③ 業務実施体制調書（様式4）

④ 総合評価に関する様式（様式5）

⑤ 見積書（様式任意）

全体の経費と合わせて、経費の内訳も示すこと。

(4) 提出部数等

2部（正本1部、副本1部）

・ 正本の1枚目には、住所、会社名、代表者名を記入すること。

・ 副本には、会社名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。

・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

※なお、提出書類原本と別に、電子データを別途電子メールにて送信すること。

(5) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送（提出期間内必着）

(6) その他

参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

1 2 無効となる提案

提案が次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- (5) 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの
- (7) 「見積書」において「5 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

1 3 提案内容

- (1) 公式E Cサイトの全体計画
- (2) 出品事業者の募集及び開拓
- (3) 公式E Cサイトの設置・開設
- (4) サイトデザイン・ロゴ
- (5) 公式E Cサイトの運用による販売
- (6) 売上目標・営業施策、周知・広報 ※3年（R 7～R 9年度）計画で作成すること
- (7) 本市他事業との相乗効果

1 4 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を随時契約の相手方として選定する。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行う。

① 日時

令和7年7月7日（月）（予定）

② 場所

鹿児島市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室（予定）

③ 留意事項

ア 開催日時、場所等の詳細については、当該審査の対象となる企画提案競技参加者に別途通知する。

イ プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。

ウ プレゼンテーションに当たっては、提出された企画提案書を中心に説明するものとし、追加資料等の提出は認めない。（ただし、提出された企画提案書等の記載内容を抜粋したパワーポイント等を作成して説明することは差し支えない。）

(2) 審査項目

- ① 企画提案書の提案内容
- ② 業務遂行能力（実施体制・スケジュール・業務実績）
- ③ 見積額及び経費の妥当性
- ④ 総合評価（プレゼンテーションにおける総合的な評価）

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果は、書面にて個別に通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態であると認めたとき並びに不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

1 5 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。
- (2) 選定された者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（原本に限る。）を提出すること。
- (3) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。
- (4) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (5) 契約予定金額
予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

1 6 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の作成・提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的に、その写しを作成し使用することが

できる。

- (4) 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。この場合において、企画提案書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 鹿児島市情報公開条例（平成13年条例第14号）に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

17 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業支援課（みなと大通り別館5階）

TEL 099-216-1323 FAX 099-216-1303

Email san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp